

4-5 ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類対策特別措置法による規制

表 4-5-1 ダイオキシン類対策特別措置法 大気規制基準

(ダイ特法施行規則別表第1 同附則別表第2)

ダイ特法

特定施設の種類	排出基準 (ng-TEQ/m ³)			
	既設	新設		
原料の処理能力が 1 t / 時以上の銑鉄製造用焼結炉	1	0.1		
変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上の製鋼用電気炉 (鋳鋼、鍛鋼の製造用以外)	5	0.5		
製鋼用電気炉で発生するばいじんからの亜鉛回収施設で原料の処理能力が 0.5 t / 時以上の焙焼炉・焼結炉・溶鋇炉・溶解炉及び乾燥炉	10	1		
アルミニウムくずを使用するアルミニウム合金製造施設で原料処理能力 0.5 t / 時以上の焙焼炉・乾燥炉及び容量 1 t 以上の溶解炉	5	1		
火床面積 0.5 m ² 以上又は焼却能力 50kg / 時以上の廃棄物焼却炉 (灰溶融炉を含む。) ※ ※廃棄物焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合には、それらの火床面積又は焼却能力の合計	焼却能力	4 t / 時以上	1	0.1
		2 t / 時以上 4 t / 時未満	5	1
		2 t / 時未満	10	5

備考

1 新設適用基準日は H12.1.15

2 廃棄物焼却炉 (火格子面積 2 m² 又は焼却能力 200kg / 時以上) 及び製鋼用電気炉で、H9.12.2 以降設置されたものは、新設基準が適用される (大気汚染防止法附則 9 項の指定物質抑制基準)。

(2) 環境確保条例による規制 (第 126 条)

次の方法による廃棄物等の焼却の原則禁止

(注) 条例では、「焼却物等」は廃棄物以外のものも含まれる。

- ① 火床面積 0.5 m² 未満かつ焼却能力が 50kg / 時未満の小規模廃棄物焼却炉 (ダイ特法対象未満)
- ② 廃棄物焼却炉を用いない。

(除外規定)

- ① 表 4-5-2 に掲げる小規模の廃棄物焼却炉による焼却
- ② 伝統的行事等の焼却行為
(周辺地域の生活環境への支障の防止にできるだけ配慮したもの)

表 4-5-2 環境確保条例 廃棄物等の焼却行為の制限ただし書きに該当する事項（条例第 126 条、条例施行規則第 62 条）

		条例						
小規模の廃棄物焼却炉	次の表のダイオキシン類及びばいじんの基準を遵守できる性能を有するものとして知事（区市の区域においては、区長又は市長）が認めるもの （条例施行規則別表第 16）							
	小規模の廃棄物焼却炉の設置日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ダイオキシン類 (ng - TEQ/ m³)</th> <th>ばいじん (g/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H13.3.31</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>H13.4.1~</td> <td>0.15</td> </tr> </tbody> </table>	ダイオキシン類 (ng - TEQ/ m ³)	ばいじん (g/m ³)	~H13.3.31	0.25	H13.4.1~	0.15
	ダイオキシン類 (ng - TEQ/ m ³)	ばいじん (g/m ³)						
	~H13.3.31	0.25						
H13.4.1~	0.15							
市町村が一般廃棄物の収集を行っていない地域で、一般廃棄物の焼却に用いられるもので、周辺環境への支障の防止に配慮して使用されるもの								
ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律やその他の法令の対象施設であり、排出ガス中のダイオキシン類の排出基準等を遵守することが定められているもの								
伝統的行事などの焼却行為 （周辺地域の生活環境への支障の防止にできるだけ配慮したもの）	伝統的行事・風俗慣習上の行事のための焼却行為							
	学校教育及び社会教育活動上必要な焼却行為							
	上記 2 項目のほか、知事が特にやむを得ないと認める焼却行為							

備考

- 1 ダイオキシン類の量はダイオキシン類対策特別措置法によって定められた方法により測定・算出する。
- 2 ばいじんの量は「(イ) ばい煙施設に係る基準」の式により、算出された量とする（換算する酸素の濃度は 12%）（P35 参照）。

(3) 要綱による指導

廃棄物焼却施設の解体時の周辺の環境へのダイオキシン類の飛散防止等を目的に、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（H14.11.30 施行）に基づき、解体作業等の指導を実施している。

対象施設

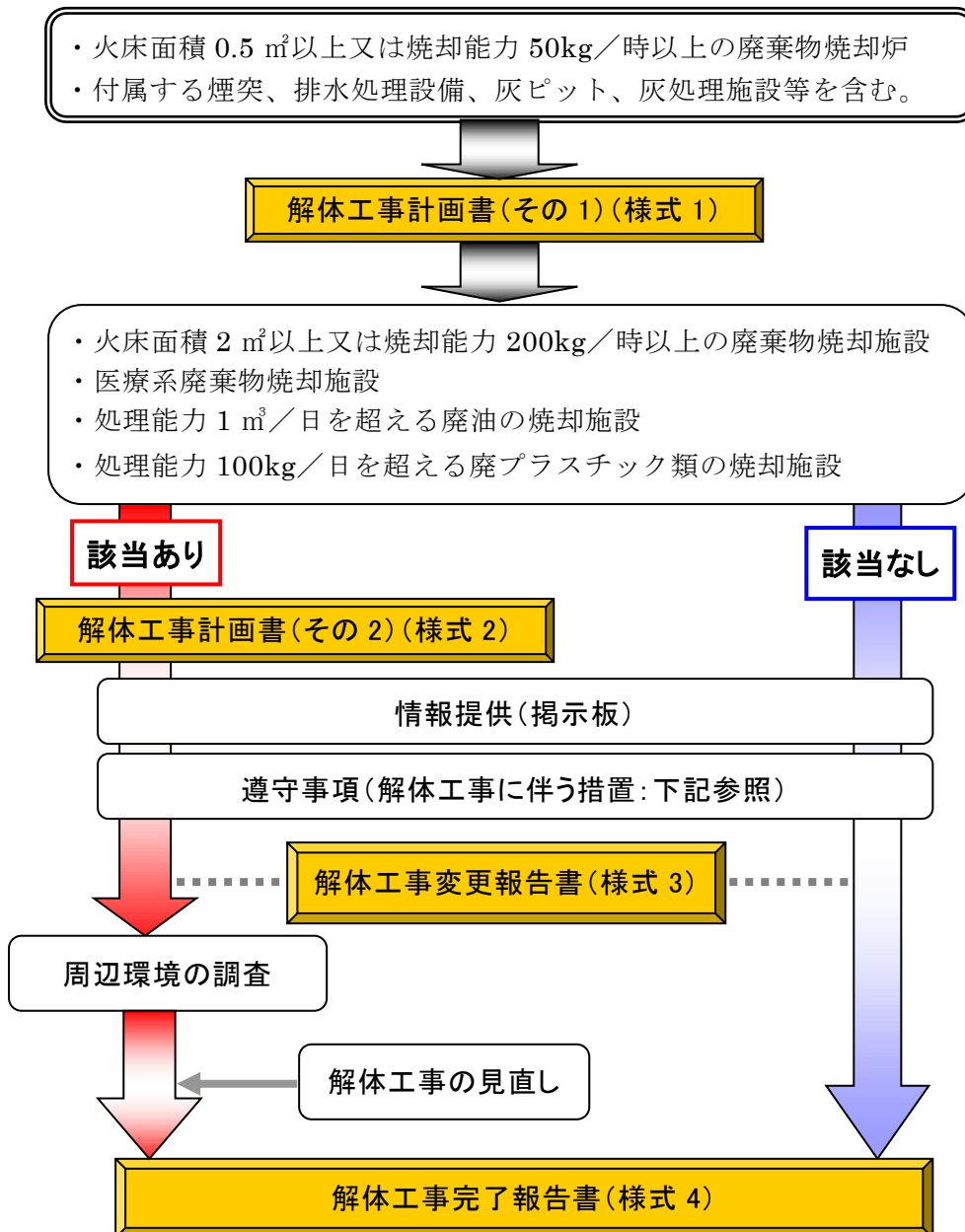
- ① 火床面積 0.5 m²以上又は焼却能力 50kg/時以上の廃棄物焼却炉
- ② ①に付属して設置される煙突、排水処理設備、灰ピット、灰処理施設等ダイオキシン類により汚染されるおそれのある部分

解体工事

廃棄物焼却施設の全部又は一部撤去の工事

主な内容

解体工事開始日の 14 日前までに解体工事計画書を提出



解体工事に伴う措置

- 解体工事前に、廃棄物焼却施設のばいじん等を、高圧洗浄等により除去する。
- 上記の作業で、湿潤化等の措置を講じる場合、湿潤したばいじん及び使用した水が飛散しないようにする。
- 発生した汚水は、排水処理施設で処理する、密閉容器に保管する等の措置を講ずる。
- 廃棄物焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生する。
- 廃棄物は、ばいじん、燃え殻、がれき等の種類ごとに分別し、廃棄物保管場所において容器、コンテナ等に適切に保管する。
- 廃棄物保管場所は、汚染した雨水等が地下に浸透しない措置を講じるとともに、周囲から雨水が浸入しない措置を講じる。
- 設置場所以外の場所で解体するために搬出する場合は、シート等で覆う。

図 廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱の実施フロー